

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年7月30日
【発行者名】	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山本 真一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館
【事務連絡者氏名】	谷澤 儀彦
【電話番号】	03-6267-1955
【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	好利回り円債・短期戦略ファンド（年1回決算型）
【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間：年1回決算型および年4回決算型の合計で300 億円を上限とします。 継続申込期間：年1回決算型および年4回決算型の合計で1兆 円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2025年10月8日をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

当ファンドは、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類の方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

（略）

・商品分類の定義について

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

・属性区分の定義について

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

		公債	目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、上記の一般、公債、社債、その他債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、その区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とします。
	不動産投信		目論見書または信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または信託約款において、組入れている資産を記載します。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
	決算頻度	年 1 回	目論見書または信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
		年 2 回	目論見書または信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
		年 4 回	目論見書または信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。
		年 6 回（隔月）	目論見書または信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいいます。
		年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
		日々	目論見書または信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
		その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社を作成したものです。

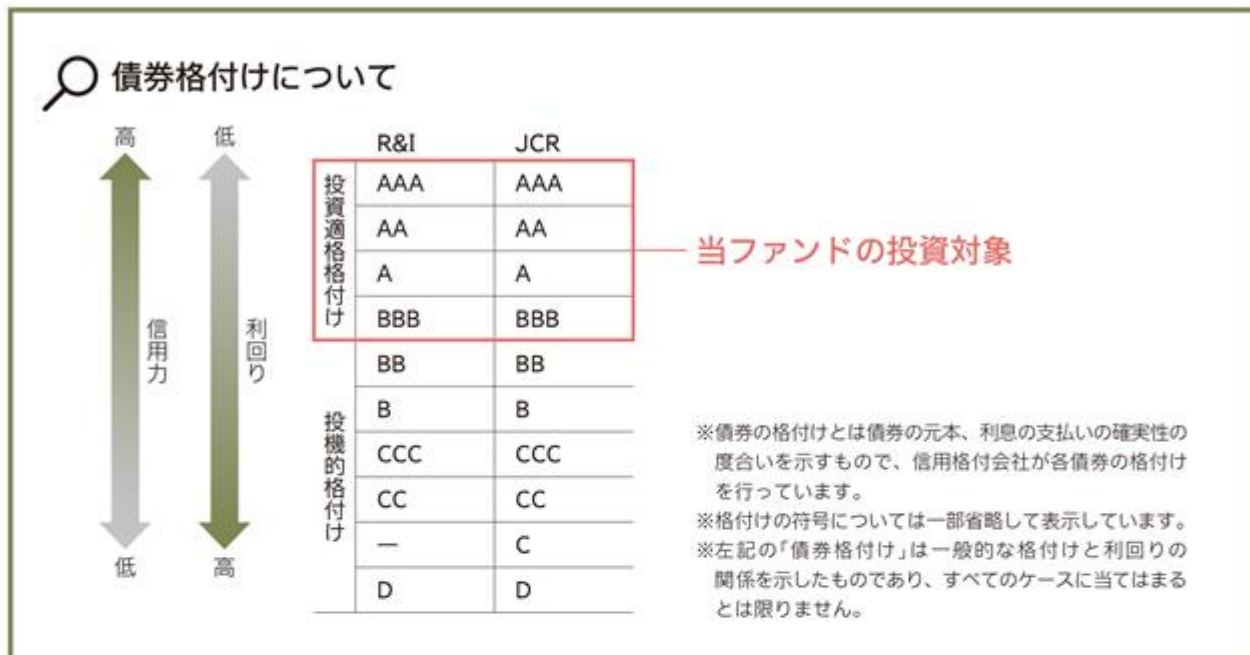
（略）

ファンドの特色

（略）

3 原則として、投資するハイブリッド債券の格付けは投資適格以上とします。

- ハイブリッド債券の格付けは、取得時においてBBB格付け相当以上（R&I、JCR、S&PのいずれかでBBB-以上またはMoody'sでBaa3以上）とします。



4 決算頻度が異なる「年4回決算型」と「年1回決算型」からお選びいただけます。

年4回決算型

毎年2、5、8、11月の各15日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、利子・配当等収益および売買益等をもとに分配を行います。ただし、分配を行わないこともあります。

※初回決算日は2026年2月16日とします。

※収益の分配は第2期決算日（2026年5月15日）から行う予定です。

年1回決算型

毎年11月15日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、信託財産の成長を重視して分配金額を決定します。

※初回決算日は2026年11月16日とします。

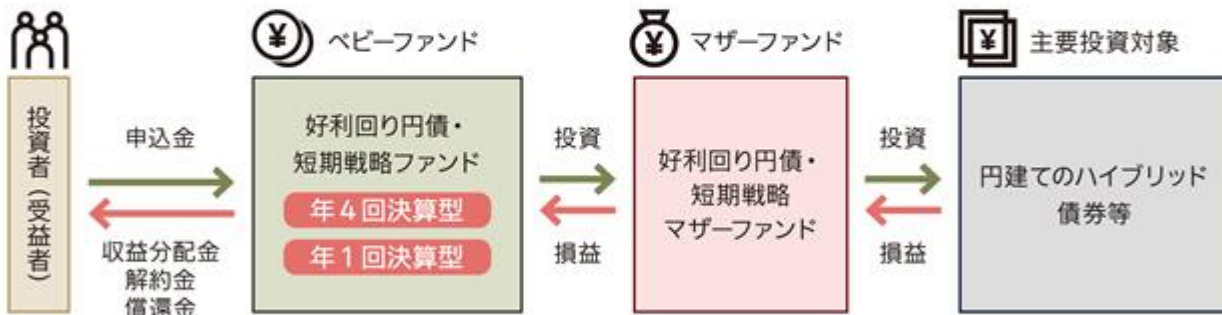
将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- 好利回り円債・短期戦略マザーファンド受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。
- ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

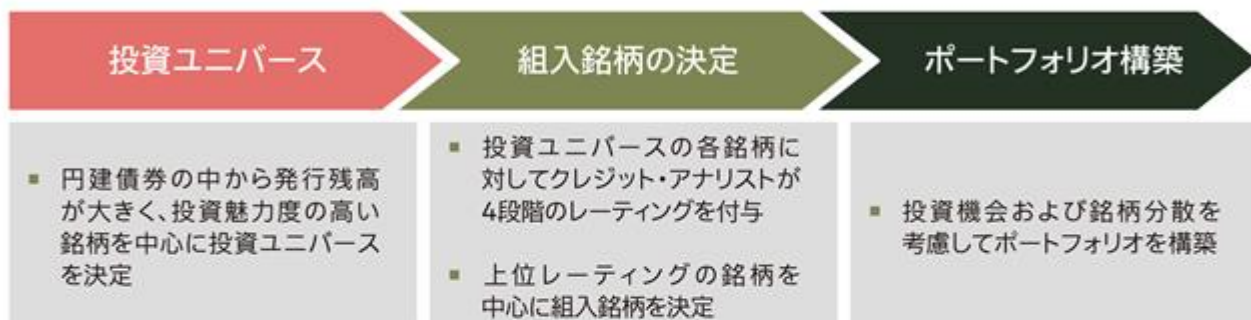


※マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

運用プロセス

日本債券運用で高い実績を誇るマニユライフ・インベストメント・マネジメントが運用を行います。

- 当運用チームの日本債券運用の受託残高は、1.8兆円(2025年3月末現在)にのびります。
- 当社独自の分析と徹底した調査活動を通じて、期待リターンの高い銘柄に投資を行います。



委託会社の概要

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社は、グローバル金融サービスを提供するマニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーションの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(以下略)

<訂正後>

当ファンドは、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品分類の方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

(略)

・商品分類の定義について

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

・属性区分の定義について

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、上記の一般、公債、社債、その他債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、その区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とします。
	不動産投信		目論見書または信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。

	その他資産	目論見書または信託約款において、組入れている資産を記載します。
	資産複合	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
	資産配分 固定型 資産配分 変更型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年 1 回	目論見書または信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 2 回	目論見書または信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 4 回	目論見書または信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 6 回（隔月）	目論見書または信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象 地域	グローバル	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替 ヘッジ	あり	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

（略）

ファンドの特色

（略）

3 原則として、投資するハイブリッド債券の格付けは投資適格以上とします。

- ハイブリッド債券の格付けは、取得時においてBBB格付け相当以上（R&I、JCR、S&PのいずれかでBBB-以上またはMoody'sでBaa3以上）とします。



4 決算頻度が異なる「年4回決算型」と「年1回決算型」からお選びいただけます。

年4回決算型

毎年2、5、8、11月の各15日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、利子・配当等収益および売買益等をもとに分配を行います。ただし、分配を行わないこともあります。

年1回決算型

毎年11月15日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、信託財産の成長を重視して分配金額を決定します。

※初回決算日は2026年11月16日とします。

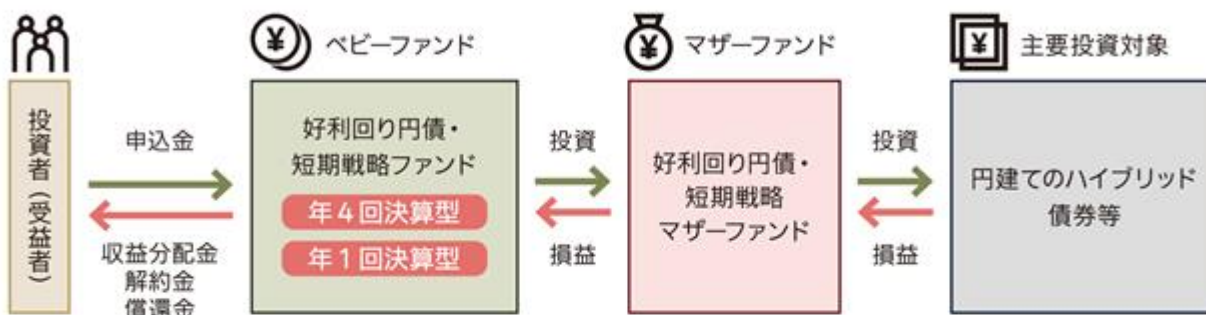
将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- 好利回り円債・短期戦略マザーファンド受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。
- ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

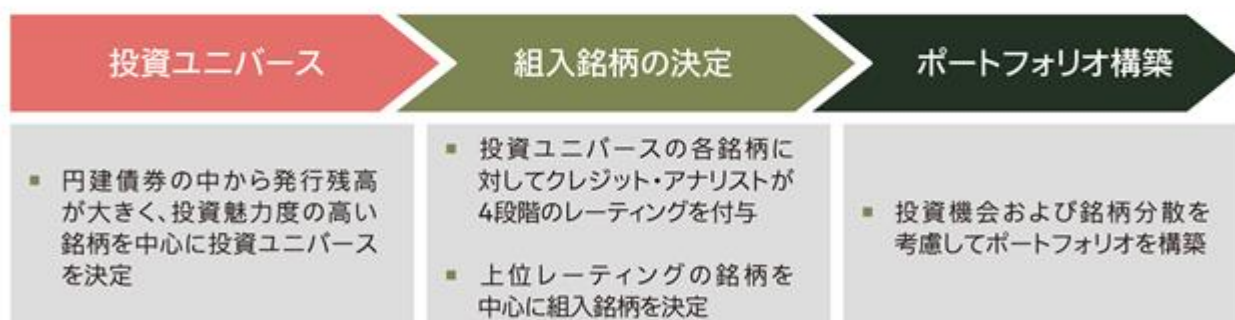


※マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

運用プロセス

日本債券運用で高い実績を誇るマニユライフ・インベストメント・マネジメントが運用を行います。

- 当運用チームの日本債券運用の受託残高は、1.8兆円(2026年3月末現在)にのびります。
- 当社独自の分析と徹底した調査活動を通じて、期待リターンの高い銘柄に投資を行います。



委託会社の概要

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社は、グローバル金融サービスを提供するマニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーションの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(以下略)

(2) 【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

2025年10月31日

当初設定日、信託契約締結、運用開始（予定）

< 訂正後 >

2025年10月31日

当初設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

(略)

委託会社の概況（2025年7月末現在）

1. 資本金の額 1億4,050万円

2. 沿革

2004年4月 8日 エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジ
メント・ジャパン株式会社設立

2005年10月7日 社団法人日本証券投資顧問業協会__加入

2007年9月30日 投資運用業、投資助言・代理業登録

2011年1月11日 マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社に商号変
更

2016年4月28日 第二種金融商品取引業登録

2016年7月 1日 マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合
併、一般社団法人投資信託協会加入

2017年10月2日 一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入

2020年4月 1日 マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会
社に商号変更

2012年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に変更になっています。

3. 大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
マニユライフ生命保険株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	627株	100%

< 訂正後 >

(略)

委託会社の概況（2026年4月末現在）

1. 資本金の額 1億4,050万円

2. 沿革

2004年4月 8日 エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジ
メント・ジャパン株式会社設立

2005年10月7日 社団法人日本証券投資顧問業協会—¹加入

2007年9月30日 投資運用業、投資助言・代理業登録

2011年1月11日 マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社に商号変
更

2016年4月28日 第二種金融商品取引業登録

2016年7月 1日 マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合
 併、一般社団法人投資信託協会²加入
 2017年10月2日 一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入
 2020年4月 1日 マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
 に商号変更

1 2012年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に、2026年4月1日付けで
 一般社団法人資産運用業協会に変更になっています。

2 2026年4月1日付けで一般社団法人資産運用業協会に変更になっています。

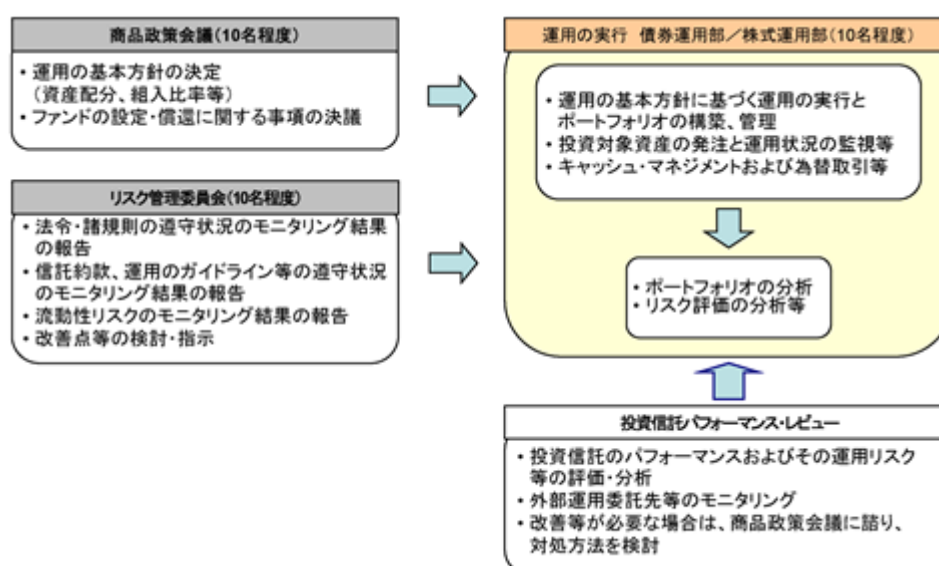
3. 大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
マニユライフ生命保険株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	327株	100%

2【投資方針】

（3）【運用体制】

<訂正前>



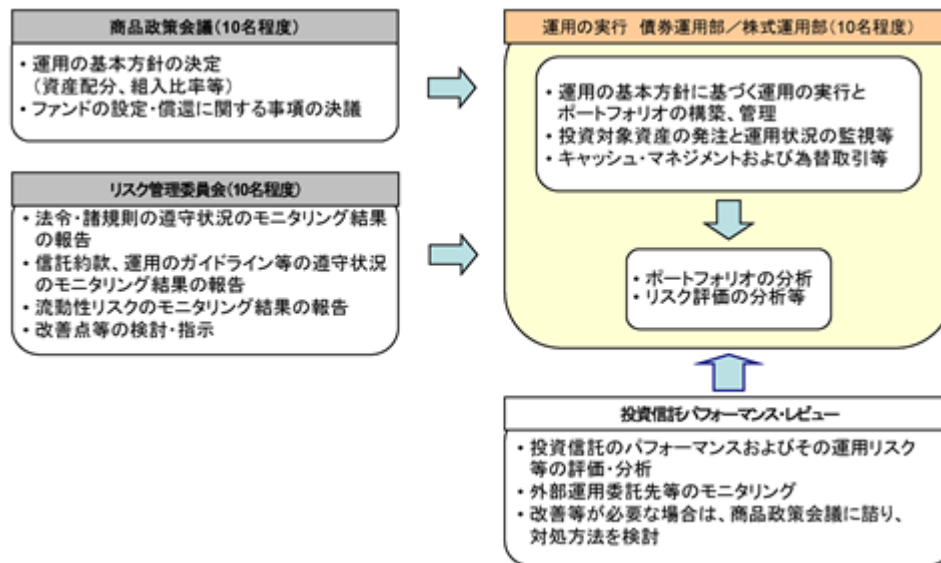
商品政策会議	商品企画部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	法務・コンプライアンス部は、法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を総合企画室オペレーションナルリスク管理担当者に報告します。流動性リスク管理担当部署は、組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。 当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを総合企画室オペレーションナルリスク管理担当者に指示し、その実施状況を確認します。

上記の会議および委員会は、代表取締役、商品企画部長、担当する運用部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーションナルリスク管理担当者および関連部署の代表者により構成されています。

上記体制は、2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

< 訂正後 >



商品政策会議	商品企画部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	法務・コンプライアンス部は、法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を総合企画室オペレーションナルリスク管理担当者に報告します。流動性リスク管理担当部署は、組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。 当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを総合企画室オペレーションナルリスク管理担当者に指示し、その実施状況を確認します。

上記の会議および委員会は、代表取締役、商品企画部長、担当する運用部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーションナルリスク管理担当者および関連部署の代表者により構成されています。

上記体制は、2026年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

（５）【投資制限】

< 訂正前 >

< 信託約款に定められた投資制限 >

～ （略）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

～ （略）

< 法令に基づく投資制限 >

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用する投資信託全体で、その企業の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。（投資信託及び投資法人に関する法律）

<参考> マザーファンドの概要

（１）（略）

（２）主な投資制限

～ （略）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

～ （略）

<訂正後>

<信託約款に定められた投資制限>

～ （略）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

～ （略）

<法令に基づく投資制限>

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用する投資信託全体で、その企業の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。（投資信託及び投資法人に関する法律）

<参考> マザーファンドの概要

（１）（略）

（２）主な投資制限

～ （略）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

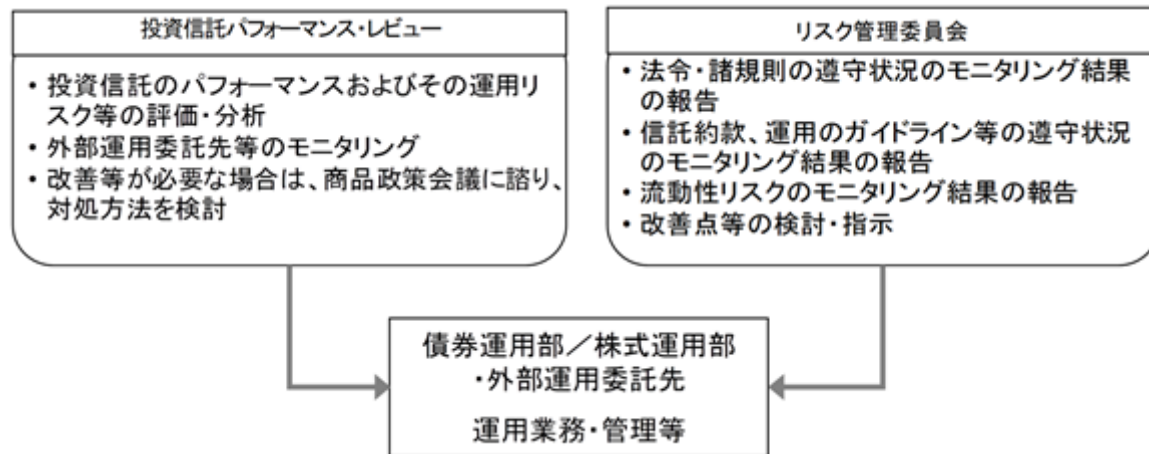
～ （略）

3【投資リスク】

<訂正前>

(1)(略)

(2) 投資リスクに対する管理体制
リスク管理関連の会議



リスク管理委員会	法務・コンプライアンス部は、法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を総合企画室オペレーションナルリスク管理担当者に報告します。流動性リスク管理担当部署は、組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。 当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを総合企画室オペレーションナルリスク管理担当者に指示し、その実施状況を確認します。
----------	--

上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用本部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、投信営業部長、商品企画部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーションナルリスク管理担当者、人事部長および経理部長により構成されています。

上記体制は、2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(3) 参考情報

■ 当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
下記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

年1回決算型

(2020年8月から2025年7月まで)



※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドは、設定日が2025年10月31日であるため、ファンドの年間騰落率を表示できません。

代表的な資産クラスの騰落率は、以下の指数を用いて計算しています。

資産クラス	指数	公表元
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社JPX総研 または株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities Inc.

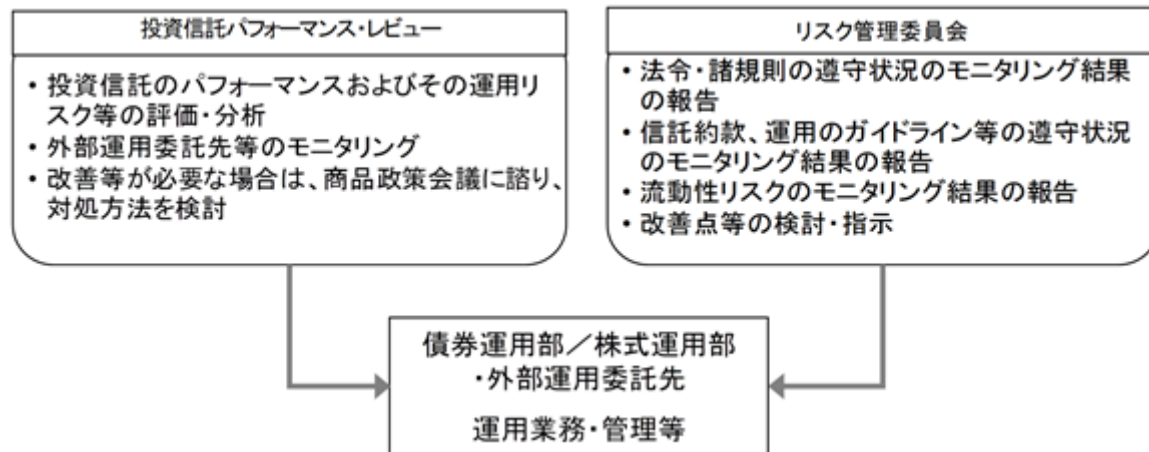
(注1) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円ベースの指数を採用しております。

(注2) 各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表している各権利者に属します。また、各権利者は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

< 訂正後 >

(1) (略)

(2) 投資リスクに対する管理体制
リスク管理関連の会議



リスク管理委員会	法務・コンプライアンス部は、法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を総合企画室オペレーションリスク管理担当者に報告します。流動性リスク管理担当部署は、組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。 当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを総合企画室オペレーションリスク管理担当者に指示し、その実施状況を確認します。
----------	--

上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用本部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、投信営業部長、商品企画部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーションリスク管理担当者、人事部長および経理部長により構成されています。

上記体制は、2026年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（３）参考情報

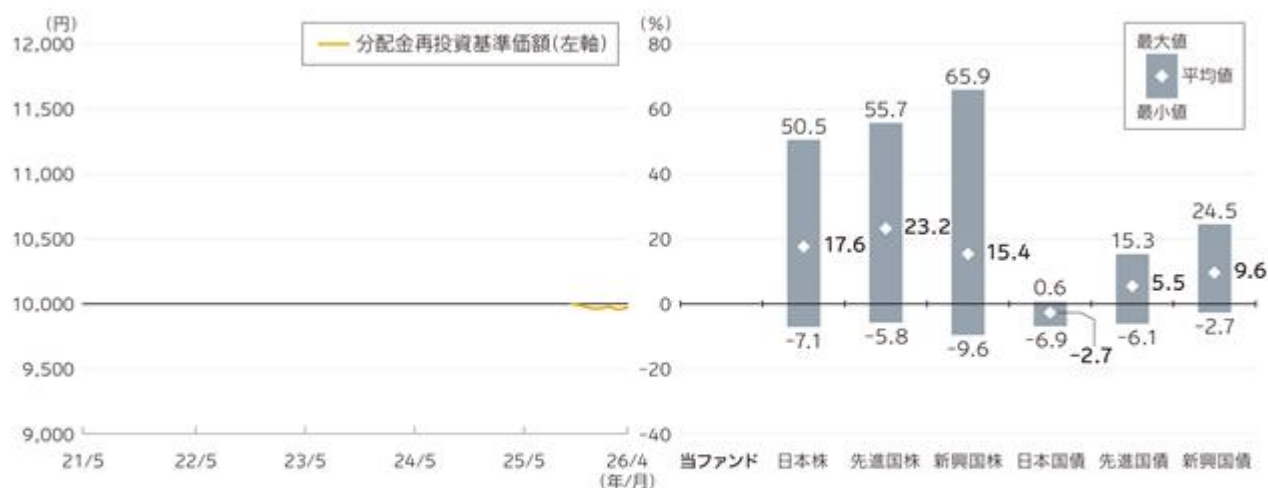
■ 当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
下記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

年1回決算型

(2021年5月から2026年4月まで) 当ファンドの年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されています。したがって、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの騰落率は、以下の指数を用いて計算しています。

資産クラス	指数	公表元
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社JPX総研 または株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities Inc.

(注1) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円ベースの指数を採用しております。

(注2) 各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表している各権利者に属します。また、各権利者は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人の受益者に対する課税

対象	課税対象	所得の種類	税率等
収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315% （所得税15.315% 地方税5.000%）
一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税 20.315% （所得税15.315% 地方税5.000%）
償還金			

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

- ・収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- ・配当控除の適用はありません。

[損益通算について]

換金（解約時）および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との通算が可能です。また、換金（解約時）および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

* 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	源泉徴収15.315%（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

・税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。

その他、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

*** 上記は2026年4月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更になる場合があります。**

*** 税金の取扱いの詳細については、税務の専門家にご確認されることをお勧めします。**

個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

* 詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

- まとめ -

	購入形態	個別元本の計算
原 則	同一ファンドを1回ご購入した場合	ご購入時のファンドのご購入価額
例 外	同一のファンドを複数回ご購入した場合	原則として、ファンドのご購入のつど、加重平均により再計算
	同一のファンドを複数の販売会社でご購入した場合	販売会社ごとに算出
	同一販売会社の複数の口座で同一ファンドをご購入した場合	口座ごとに算出される場合があります。

収益分配金の課税について

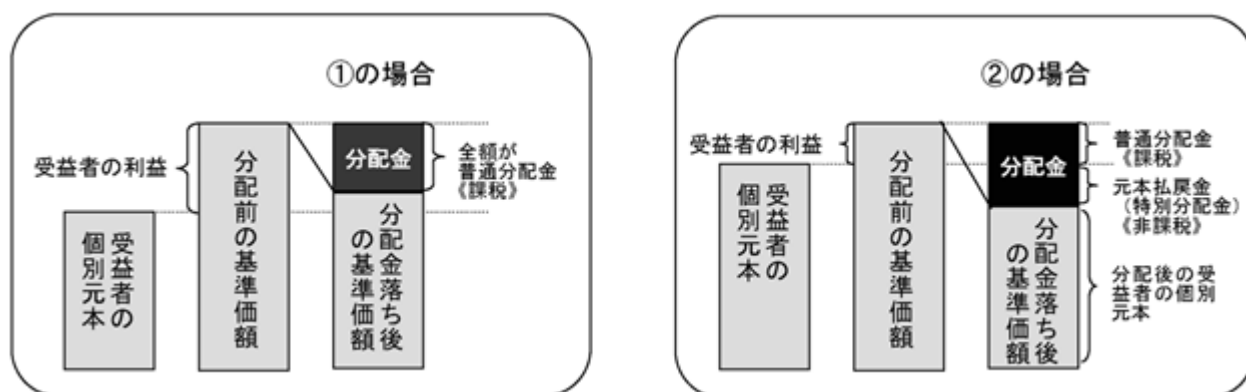
- 分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。
- 受益者が収益分配金を受取る際

収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

なお、収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

< 分配金に関するイメージ図 >



* 上記の図表はイメージ図であり、収益分配金を保証するものではありません。

税法が改正された場合等には、上記の記載が変更になる場合があります。

(参考情報)ファンドの総経費率

目論見書作成日時点において運用報告書が存在しないため、該当事項はありません。

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

以下は当ファンドの2026年4月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率は、小数第3位を切り捨てているため、当該比率の合計が合わない場合があります。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	12,324,409,956	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	-	-
合計(純資産総額)	-	12,324,409,956	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	好利回り円債・短期戦略 マザーファンド	12,330,575,244	0.9984	12,310,846,324	0.9995	12,324,409,956	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

ロ.投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）好利回り円債・短期戦略マザーファンド

（１）投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	日本	15,104,442,600	97.59
	フランス	98,670,000	0.63
	小計	15,203,112,600	98.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	272,995,717	1.76
合計(純資産総額)	—	15,476,108,317	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	社債券	第1回日本航空株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	1,200,000,000	98.10	1,177,310,000	97.72	1,172,640,000	1.6	2058/10/11	7.57
2	日本	社債券	第2回M S & A D インシュアランスグループホールディングス株式	900,000,000	99.77	898,009,000	99.75	897,750,000	1.24	2076/12/25	5.80
3	日本	社債券	第1回東北電力株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	900,000,000	99.74	897,732,000	99.59	896,310,000	1.545	2057/9/14	5.79
4	日本	社債券	第1回関西電力株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	900,000,000	99.33	894,020,000	99.39	894,510,000	0.896	2082/3/20	5.77
5	日本	社債券	第2回パナソニック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担	900,000,000	96.92	872,337,000	96.57	869,130,000	0.885	2081/10/14	5.61
6	日本	社債券	第14回楽天カード株式会社無担保社債	800,000,000	100.00	800,000,000	99.73	797,848,000	1.836	2027/6/16	5.15
7	日本	社債券	第17回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ任意償還条	800,000,000	99.22	793,784,000	99.14	793,120,000	1.804	9999/99/99	5.12
8	日本	社債券	第5回株式会社みずほフィナンシャルグループ任意償還条項付無担	700,000,000	99.30	695,135,000	98.97	692,853,000	1.44	9999/99/99	4.47
9	日本	社債券	第11回株式会社三井住友フィナンシャルグループ任意償還条項付	600,000,000	100.22	601,352,000	99.37	596,220,000	1.879	9999/99/99	3.85
10	日本	社債券	第69回アイフル株式会社無担保社債	600,000,000	99.64	597,852,000	99.31	595,890,000	1.123	2027/6/11	3.85
11	日本	社債券	第4回日本原燃株式会社無担保社債	600,000,000	100.00	600,000,000	98.82	592,956,000	1.999	2028/11/24	3.83
12	日本	社債券	第3回株式会社大和証券グループ本社任意償還条項付無担保永久社	600,000,000	100.30	601,822,000	97.73	586,380,000	2.199	9999/99/99	3.78
13	日本	社債券	第7回ソフトバンクグループ株式会社利払繰延条項・期限前償還条	500,000,000	101.66	508,315,000	98.84	494,205,000	4.556	2060/9/3	3.19

14	日本	社債券	第2回武田薬品工業株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担	500,000,000	99.20	496,021,000	97.88	489,435,000	1.934	2084/6/25	3.16
15	日本	社債券	第3回住友化学株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	400,000,000	103.69	414,778,000	102.15	408,600,000	3.3	2059/9/12	2.64
16	日本	社債券	第3回損害保険ジャパン日本興亜株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	400,000,000	99.36	397,449,000	99.39	397,560,000	1.06	2077/4/26	2.56
17	日本	社債券	第5回ヒューリック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担	400,000,000	99.27	397,092,000	99.08	396,352,000	1.435	2057/10/19	2.56
18	日本	社債券	第2回九州電力株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	400,000,000	98.66	394,652,000	98.67	394,692,000	1.09	2080/10/15	2.55
19	日本	社債券	第2回オリックス株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保	400,000,000	94.02	376,096,000	93.09	372,360,000	0.91	2080/3/13	2.40
20	日本	社債券	第7回日本原燃株式会社無担保社債	300,000,000	100.00	300,000,000	99.52	298,560,000	2.363	2029/3/23	1.92
21	日本	社債券	第3回ヒューリック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担	300,000,000	99.49	298,497,000	99.39	298,188,000	1.4	2057/7/2	1.92
22	日本	社債券	第2回アイシン精機株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担	300,000,000	98.79	296,376,000	98.90	296,709,000	0.41	2080/2/28	1.91
23	日本	社債券	第1回住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社利払繰延条項・期	300,000,000	98.52	295,560,000	98.09	294,276,000	1.67	2082/12/27	1.90
24	日本	社債券	第1回日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社利払繰延条項・期	210,000,000	97.49	204,731,500	97.13	203,985,600	1.03	2048/9/18	1.31
25	日本	社債券	第9回株式会社三井住友フィナンシャルグループ任意償還条項付	200,000,000	99.51	199,038,000	98.66	197,320,000	1.534	9999/99/99	1.27
26	日本	社債券	第4回A号富国生命保険相互会社利払繰延条項・期限前償還条項付	200,000,000	98.44	196,896,000	98.54	197,098,000	1.08	2077/9/13	1.27
27	日本	社債券	第13回ニプロ株式会社無担保社債	200,000,000	97.77	195,546,000	97.32	194,658,000	1.088	2028/10/13	1.25

28	日本	社債券	第3回日本製鉄株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	200,000,000	95.99	191,982,000	95.84	191,696,000	1.24	2079/9/12	1.23
29	日本	社債券	第1回株式会社J E R A利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	100,000,000	100.35	100,357,000	100.04	100,040,000	2.144	2057/12/25	0.64
30	日本	社債券	第11回株式会社プレミアムウォーターホールディングス無担保社	100,000,000	100.00	100,000,000	99.48	99,480,000	2.867	2029/3/9	0.64

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

ロ.業種別及び種類別投資比率

種 類	投資比率（％）
社債券	98.23
合計	98.23

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2026年4月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2025年10月末日	2,263,946,606	—	1.0000	—
2025年11月末日	6,718,440,652	—	0.9989	—
2025年12月末日	9,077,714,817	—	0.9967	—
2026年 1月末日	9,773,467,738	—	0.9962	—
2026年 2月末日	10,667,543,286	—	0.9977	—
2026年 3月末日	12,398,842,676	—	0.9957	—
2026年 4月末日	12,324,409,956	—	0.9971	—

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

	計算期間	収益率(%)
第1期中	自 2025年10月31日 至 2026年 4月30日	0.3

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期中	自 2025年10月31日 至 2026年 4月30日	13,349,238,484	988,977,072	12,360,261,412

(注1) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(注2) 第1期中の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考情報)

基準価額・純資産の推移

基準日：2026年4月30日



※基準価額は信託報酬等控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

基準日：2026年4月30日

年1回決算型

決算期	—	—	—	—	—	直近1年間合計	設定来合計
分配金	—	—	—	—	—	—	—

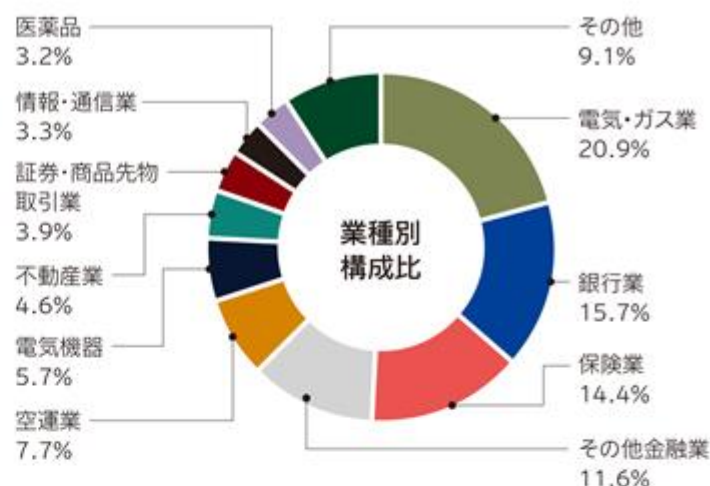
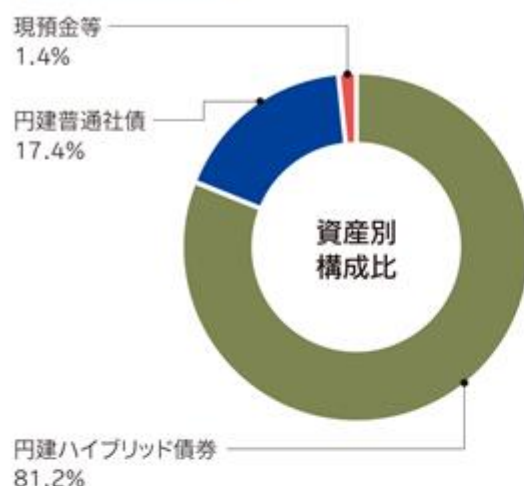
最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

主な資産の状況 マザーファンドの資産の状況を記載しています。

基準日：2026年4月30日

マザーファンド



※上記2つのグラフは数値を四捨五入しているため合計値が100%にならないことがあります。
※資産別構成比は純資産総額に対する比率です。

※業種別構成比は債券部分について計算しています。
※業種は東証33業種分類に準じていますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。

組入上位10銘柄

(組入数：35銘柄)

銘柄名	業種	格付け	クーポン	繰上償還日	償還日	組入比率
日本航空	空運業	BBB+	1.600%	2028/10/12	2058/10/11	7.6%
MS&ADインシュアランスグループホールディング	保険業	AA-	1.240%	2026/12/26	2076/12/25	5.8%
東北電力	電気・ガス業	A+	1.545%	2027/09/15	2057/09/14	5.8%
関西電力	電気・ガス業	AA-	0.896%	2027/03/20	2082/03/20	5.8%
パナソニックホールディングス	電気機器	BBB+	0.885%	2028/10/14	2081/10/14	5.6%
楽天カード	その他金融業	A-	1.836%	—	2027/06/16	5.2%
三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	A	1.804%	2028/07/15	永久債	5.2%
みずほフィナンシャルグループ	銀行業	A	1.440%	2027/12/15	永久債	4.5%
三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	A	1.879%	2028/06/05	永久債	3.9%
アイフル	その他金融業	A-	1.123%	—	2027/06/11	3.9%

※業種は東証33業種分類に準じていますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。

※組入債券の格付けは、R&I、JCR、S&P、Moody'sの最高格付けに基づき付与したもので、R&Iの表記方法で記載しています。

※繰上償還日は次回繰上償還可能日を記載しています。

※組入比率は純資産総額に対する比率です。

※当資料に記載された個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社が特定の有価証券等の取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。

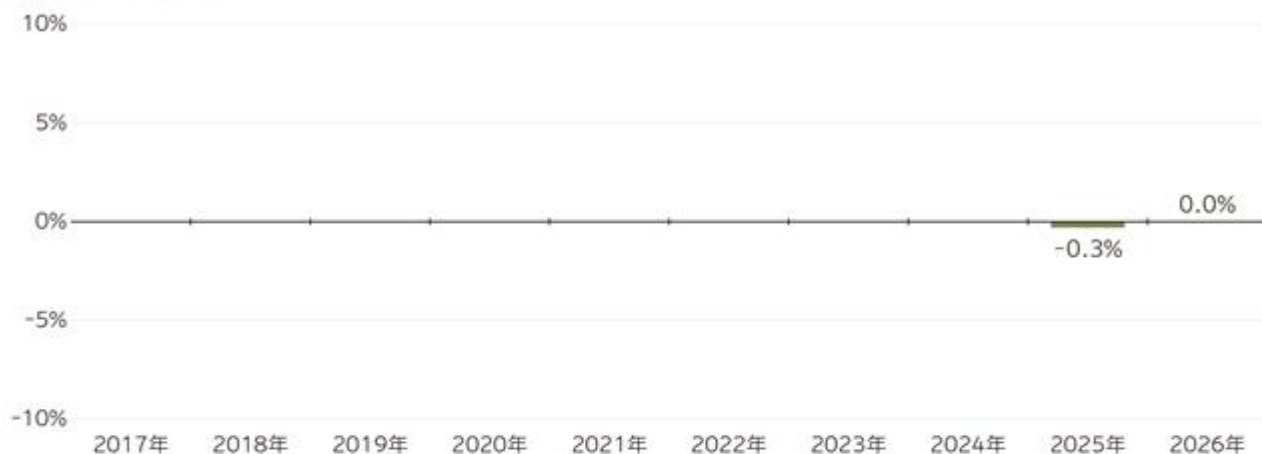
最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

年間収益率の推移

基準日：2026年4月30日

年1回決算型



※2025年は設定日から2025年12月末までの収益率です。
※2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率です。

※ファンドの年間収益率は税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。
※当ファンドにベンチマークはありません。

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 × 1 万口

(注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

主な評価方法

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

(以下略)

<訂正後>

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 × 1 万口

(注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

主な評価方法

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価します。

(以下略)

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

- 1 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2025年10月31日（設定日）から2026年4月30日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【財務諸表】

【好利回り円債・短期戦略ファンド（年1回決算型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

当中間計算期間 (2026年 4月30日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	12,324,409,956
未収入金	122,568,453
流動資産合計	12,446,978,409
資産合計	12,446,978,409
負債の部	
流動負債	
未払解約金	99,939,789
未払受託者報酬	1,020,839
未払委託者報酬	20,416,807
その他未払費用	1,191,018
流動負債合計	122,568,453
負債合計	122,568,453
純資産の部	
元本等	
元本	12,360,261,412
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金 ()	35,851,456
元本等合計	12,324,409,956
純資産合計	12,324,409,956
負債純資産合計	12,446,978,409

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 自 2025年10月31日 至 2026年 4月30日
営業収益	
有価証券売買等損益	4,596,499
営業収益合計	4,596,499
営業費用	
受託者報酬	1,020,839
委託者報酬	20,416,807
その他費用	1,191,018
営業費用合計	22,628,664
営業利益又は営業損失（ ）	18,032,165
経常利益又は経常損失（ ）	18,032,165
中間純利益又は中間純損失（ ）	18,032,165
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,740,050
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,234,182
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,234,182
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,793,523
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,793,523
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	35,851,456

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	該当事項はありません。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	当中間計算期間 2026年 4月30日現在
1. 元本の推移	
期首元本額	2,263,946,606円
期中追加設定元本額	11,085,291,878円
期中一部解約元本額	988,977,072円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	12,360,261,412口
3. 中間計算期間末日における1口当たり純資産額	0.9971円
中間計算期間末日における1万口当たり純資産額	9,971円
4. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は35,851,456円であります。

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	当中間計算期間 2026年 4月30日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「好利回り円債・短期戦略マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。以下に記載した情報は監査の対象外であります。

好利回り円債・短期戦略マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	(2026年 4月30日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	237,999,769
社債券	15,203,112,600
未収入金	99,831,000
未収利息	49,264,578
前払費用	8,468,823
流動資産合計	15,598,676,770
資産合計	15,598,676,770
負債の部	
流動負債	
未払解約金	122,568,453
流動負債合計	122,568,453
負債合計	122,568,453
純資産の部	
元本等	
元本	15,484,011,306
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	7,902,989
元本等合計	15,476,108,317
純資産合計	15,476,108,317
負債純資産合計	15,598,676,770

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	2026年 4月30日現在
1. 元本の推移	
本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,124,889,340円
同期中における追加設定元本額	13,716,892,234円
同期中における解約元本額	1,357,770,268円
同期末日における元本の内訳	
好利回り円債・短期戦略ファンド（年４回決算型）	3,153,436,062円
好利回り円債・短期戦略ファンド（年１回決算型）	12,330,575,244円
合計	15,484,011,306円
2. 本書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の受益権の総数	15,484,011,306口
3. 本書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の１口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	0.9995円 9,995円
4. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,902,989円であります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	2026年 4月30日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2026年4月30日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	12,446,978,409円
負債総額	122,568,453円
純資産総額(-)	12,324,409,956円
発行済口数	12,360,261,412口
1口当たり純資産額(/)	0.9971円
(1万口当たり純資産額)	(9,971円)

(参考) 好利回り円債・短期戦略マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	15,598,676,770円
負債総額	122,568,453円
純資産総額(-)	15,476,108,317円
発行済口数	15,484,011,306口
1口当たり純資産額(/)	0.9995円
(1万口当たり純資産額)	(9,995円)

第三部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】**

<訂正前>

(1) 資本金の額（2025年7月末現在）

資本金の額 1億4,050万円

発行可能株式の総数 8,400株

発行済株式総数 627株

最近5年間の資本金の額の増減： 該当事項はありません。

(以下略)

<訂正後>

(1) 資本金の額（2026年4月末現在）

資本金の額 1億4,050万円

発行可能株式の総数 8,400株

発行済株式総数 327株

最近5年間の資本金の額の増減： 該当事項はありません。

(以下略)

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業の一部を行うことができます。

2026年4月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数（本）	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	13	21,094
追加型株式投資信託	41	616,252
株式投資信託 合計	54	637,347
単位型公社債投資信託	5	18,106
追加型公社債投資信託	-	-
公社債投資信託 合計	5	18,106
総合計	59	655,453

3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- 4．当社は子会社はありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

(1) 【貸借対照表】

期別		前事業年度 (令和 7年 3月31日現在)			当事業年度 (令和 8年 3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 . 現金・預金			1,612,985			1,657,152	
2 . 前払費用			24,618			25,242	
3 . 未収運用受託報酬	2		1,636,272			926,812	
4 . 未収投資助言報酬			7,776			5,307	
5 . 未収委託者報酬			590,971			508,402	
6 . その他未収収益			377,165			150,318	
7 . その他流動資産			281			52,496	
8 . 未収消費税等			-			6,271	
流動資産計			4,250,071	93.3		3,332,003	91.2
固定資産							
1 . 有形固定資産			32,052			29,699	
(1) 建物	1	22,241			20,427		
(2) 器具備品	1	9,810			9,272		
2 . 無形固定資産			2,514			1,959	
(1) ソフトウェア		2,514			1,959		
3 . 投資その他の資産			270,907			290,665	
(1) 繰延税金資産		169,054			188,295		
(2) 敷金		101,668			101,993		
(3) 投資有価証券		184			375		
固定資産計			305,474	6.7		322,323	8.8
資産合計			4,555,546	100.0		3,654,327	100.0
(負債の部)							
流動負債							
1 . 未払金			388,720			210,688	
(1) 未払消費税等		122,643			-		
(2) 未払代行手数料		252,984			209,677		
(3) その他未払金		13,092			1,011		
2 . 未払費用	2		799,787			603,112	
3 . 未払法人税等			353,014			282,423	
4 . 役員賞与引当金			66,207			59,881	
5 . 賞与引当金			246,739			192,075	
6 . 預り金			33,019			28,979	
7 . 前受収益			12,668			12,668	
流動負債計			1,900,157	41.7		1,389,830	38.0
固定負債							
1 . 役員賞与引当金			24,483			30,711	
2 . 賞与引当金			50,107			127,606	
3 . 長期前受収益			57,421			44,753	
固定負債計			132,012	2.9		203,071	5.6
負債合計			2,032,169	44.6		1,592,901	43.6
(純資産の部)							
株主資本							
1 . 資本金			140,500	3.1		140,500	3.8
2 . 資本剰余金			85,500			85,500	
(1) 資本準備金		85,500		1.9	85,500		2.3
3 . 利益剰余金			2,297,386			1,835,441	
(1) その他利益剰余金		2,297,386			1,835,441		
(i) 繰越利益剰余金		2,297,386		50.4	1,835,441		50.2
株主資本計			2,523,386			2,061,441	

評価・換算差額等							
1. 其他有価証券評価							
差額金			10			15	
評価・換算差額等計			10			15	
純資産合計			2,523,376	55.4		2,061,426	56.4
負債・純資産合計			4,555,546	100.0		3,654,327	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)			当事業年度 (自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
1 . 運用受託報酬	1		2,545,511			1,976,593	
2 . 投資助言報酬			24,111			10,106	
3 . 委託者報酬			2,788,144			2,573,046	
4 . その他営業収益			1,033,414			1,103,754	
営業収益計			6,391,182	100.0		5,663,500	100.0
営業費用							
1 . 広告宣伝費			55,149			39,825	
2 . 調査費			360,278			374,649	
3 . 委託費			1,189,180			1,007,884	
4 . 支払手数料			935,757			807,081	
5 . 営業雑経費			23,079			22,058	
営業費用計			2,563,445	40.1		2,251,500	39.8
一般管理費							
1 . 給料	1		1,748,876			1,639,635	
(1) 役員報酬		220,028			130,537		
(2) 給料・手当		843,469			849,207		
(3) 賞与		321,489			321,513		
(4) 賞与引当金繰入額		191,732			195,500		
(5) 役員賞与引当金繰入額		56,715			20,202		
(6) その他報酬給料		15,597			23,982		
(7) 福利厚生費		99,843			98,692		
2 . 交際費			9,439			8,985	
3 . 旅費交通費			14,218			19,134	
4 . 租税公課			38,442			37,691	
5 . 不動産賃借料			110,449			110,172	
6 . 退職給付費用			37,928			37,086	
7 . 固定資産減価償却費			6,111			5,939	
8 . 業務委託費			26,130			20,400	
9 . 諸経費			73,301			59,326	
一般管理費計			2,064,896	32.3		1,938,370	34.2
営業利益			1,762,840	27.6		1,473,629	26.0
営業外収益							
1 . 受取利息及び配当金			1,315			3,585	
2 . 雑収入			5,692			-	
3 . 特別退職金戻入額			-			12,155	
営業外収益計			7,007	0.1		15,740	0.3
営業外費用							
1 . 雑損失			2,015			208	
2 . 為替差損			10,726			19,004	
営業外費用計			12,741	0.2		19,212	0.3
経常利益			1,757,105	27.5		1,470,157	26.0
特別損失							
1 . 特別退職金			12,155			5,750	
2 . 固定資産除却損			-			446	
特別損失計			12,155	0.2		6,196	0.1
税引前当期純利益			1,744,950	27.3		1,463,960	25.8
法人税、住民税及び 事業税			496,139	7.8		511,986	9.0
法人税等調整額			108,172	1.7		19,238	0.3
当期純利益			1,140,638	17.8		971,212	17.1

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	140,500	85,500	-	85,500	2,845,588	2,845,588	-	3,071,588	9	9	3,071,579
当期変動額											
当期純利益					1,140,638	1,140,638	-	1,140,638		-	1,140,638
自己株式の取得							1,688,841	1,688,841		-	1,688,841
自己株式の消却			1,688,841	1,688,841			1,688,841	-		-	-
利益剰余金から 資本剰余金への 振替			1,688,841	1,688,841	1,688,841	1,688,841		-		-	-
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								-	1	1	1
当期変動額合計	-	-	-	-	548,202	548,202	-	548,202	1	1	548,203
当期末残高	140,500	85,500	-	85,500	2,297,386	2,297,386	-	2,523,386	10	10	2,523,376

当事業年度（自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	140,500	85,500	-	85,500	2,297,386	2,297,386	-	2,523,386	10	10	2,523,376
当期変動額											
当期純利益					971,212	971,212	-	971,212		-	971,212
自己株式の取得							1,433,157	1,433,157		-	1,433,157
自己株式の消却			1,433,157	1,433,157			1,433,157	-		-	-
利益剰余金から 資本剰余金への 振替			1,433,157	1,433,157	1,433,157	1,433,157		-		-	-
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								-	5	5	5
当期変動額合計	-	-	-	-	461,944	461,944	-	461,944	5	5	461,950
当期末残高	140,500	85,500	-	85,500	1,835,441	1,835,441	-	2,061,441	15	15	2,061,426

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 12～50年

器具備品 4～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年または5年）による定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから運用受託報酬、投資助言報酬、委託者報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（２）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。

（３）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（４）成功報酬

成功報酬は、対象となる顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

未適用の会計基準等

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中
であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (令和 7年 3月31日現在)	当事業年度 (令和 8年 3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 75,706千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 79,819千円
2 関係会社に対する資産及び負債は次の とおりであります。 (千円) 未収運用受託報酬 45,166 未払費用 38,137	

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)	当事業年度 (自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)
1 関係会社との取引に係るものが次のと おり含まれております。(千円) 運用受託報酬 510,394 給料 1,748,876	1 関係会社との取引に係るものが次のと おり含まれております。(千円) 給料 1,639,635

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,127株	-	500株	627株

(注) 変動事由の概要

普通株式の減少の内訳

自己株式の消却

500株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	-	500株	500株	-

(注) 変動事由の概要

自己株式の増加の内訳

自己株式の取得 500株

自己株式の減少の内訳

自己株式の消却 500株

当事業年度（自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	627株	-	300株	327株

(注) 変動事由の概要

普通株式の減少の内訳

自己株式の消却 300株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	-	300株	300株	-

(注) 変動事由の概要

自己株式の増加の内訳

自己株式の取得 300株

自己株式の減少の内訳

自己株式の消却 300株

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は第二種金融商品取引業及び投資運用業、投資助言業並びに投資運用と投資助言のための媒介・代理業を行なっております。これらの業務を行なうために資本金及び営業収益は現金及び預金並びに一部の有価証券として運用しております。なお、現金及び預金の残高は潤沢にあるため、外部からの資金調達には株式の発行、借入ともに予定しておりません。またデリバティブ取引も行なっておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融商品の主たる残高は現金及び預金並びに投資有価証券です。その他の項目は未収及び未払の残高です。営業債権である未収運用受託報酬は、顧客先別に信用リスクを勘案しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、信用リスクはありません。

投資有価証券はファンドへのシードマネーです。今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損の計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されておりますが、リスク管理規程に基づき、毎月時価を把握しリスクをモニタリングしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和 7年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	184	184	-

当事業年度（令和 8年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	375	375	-

（注 1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収委託者報酬、(4) その他未収収益、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和 7年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超
(1) 現金・預金	1,612,985	-
(2) 未収運用受託報酬	1,636,272	-
(3) 未収投資助言報酬	7,776	-
(4) 未収委託者報酬	590,971	-
(5) その他未収収益	377,165	-
合計	4,225,171	-

当事業年度（令和 8年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超
(1) 現金・預金	1,657,152	-
(2) 未収運用受託報酬	926,812	-
(3) 未収投資助言報酬	5,307	-
(4) 未収委託者報酬	508,402	-
(5) その他未収収益	150,318	-
合計	3,247,993	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	-	184	-	184
資産計	-	184	-	184

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

金融商品の時価について、投資信託は基準価額によっております。

当事業年度（自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	-	375	-	375
資産計	-	375	-	375

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

金融商品の時価について、投資信託は基準価額によっております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（令和 7年 3月31日現在）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託	184	199	15
合計		184	199	15

当事業年度（令和 8年 3月31日現在）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託	375	398	23
合計		375	398	23

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (令和 7年 3月31日現在)		当事業年度 (令和 8年 3月31日現在)	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
賞与引当金	91,345	賞与引当金	100,763
未払費用	57,720	未払費用	70,068
未払事業税	18,437	未払事業税	15,634
その他	1,551	その他	1,829
繰延税金資産小計	169,054	繰延税金資産小計	188,295
繰延税金資産合計	169,054	繰延税金資産合計	188,295

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (令和 7年 3月31日現在)		当事業年度 (令和 8年 3月31日現在)	
法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入 されない項目	4.01%	交際費等永久に損金に算入 されない項目	3.33%
住民税均等割	0.03%	住民税均等割	0.04%
その他	0.03%	その他	0.32%
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	34.63%	税効果会計適用後の法人税等 の負担率	33.66%

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 （自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日） （千円）		当事業年度 （自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日） （千円）	
運用受託報酬	1,360,622	運用受託報酬	1,483,725
投資助言報酬	24,111	投資助言報酬	10,106
委託者報酬	2,788,144	委託者報酬	2,573,046
成功報酬	1,184,888	成功報酬	492,868
その他営業収益	1,033,414	その他営業収益	1,103,754
	<u>6,391,182</u>		<u>5,663,500</u>

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 4 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日）

１．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

香港	英国	日本	その他	合計
776,163	242,004	5,335,999	37,014	6,391,182

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
年金積立金管理運用独立行政法人	1,325,773	資産運用業
マニユライフ・円ハイブリッド債券インカム・ファンド（年1回決算型）	756,289	資産運用業
Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	772,074	資産運用業

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日）

１．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	香港	英国	その他	合計
4,549,640	781,010	293,882	38,967	5,663,500

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	751,836	資産運用業
年金積立金管理運用独立行政法人	670,154	資産運用業
マニユライフ・円ハイブリッド債券インカム・ファンド（年1回決算型）	607,404	資産運用業

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1．関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	(百万円) 56,400	生命保険業	(被所有) 直接 100.0	投資一任契約 事務委託 役員の兼務	運用受託報酬	510,394	未収運用受託報酬	45,166
							出向者負担金等	93,492	未払費用等	38,137
							自己株式の取得	1,688,841	-	-
親会社	The Manufacturers Life Insurance Company	Toronto, Canada	(千カナダドル) 456,035	生命保険業	(被所有) 間接 100.0	費用の立替	費用の立替	81,223	その他未払金	19,047

当事業年度（自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引 の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マニュライフ 生命保険 株式会社	東京都 新宿区	(百万円) 64,500	生命保険業	(被所有) 直接 100.0	投資一任 契約 事務委託 役員の兼務	運用受託 報酬	482,767	未収運用 受託報酬	43,197
							出向者 負担金等	1,647,167	その他 未収金	51,397
									未払費用 等	147,904
							自己株式 の取得	1,433,157	-	-

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香港 ドル) 2,409	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	事務代行	リエゾン 報酬等	726,351	その他未 収収益	59,918
						再委任 契約	再委託費	114,673	未払 費用	30,031
	Manulife Investment Management (US) LLC	Boston, U.S.A	(千米ドル) 61,038	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	再委任 契約	再委託費	388,608	未払 費用	297,796
						事務代行	手数料報酬	7,666	前受 収益	44,163
	Manulife Investment Management Private Markets (US) LLC	Boston, U.S.A	(千米ドル) 19,954	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	再委任 契約	再委託費	103,256	未払 費用	27,766
						事務代行	手数料報酬	244,308	その他未 収収益	315,086
	Manulife Investment Management (Europe) Limited	London, UK	(千ポンド) 300,514	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	再委任 契約	再委託費	320,077	未払 費用	285,672

当事業年度（自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香港 ドル) 1,785	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	事務代行	リエゾン 報酬等	751,836	その他未 収収益	86,141
	Manulife Investment Management (US) LLC	Boston, U.S.A	(千米ドル) 61,038	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	再委任 契約	再委託費	407,440	未払 費用	258,614
	Manulife Investment Management Private Markets (US) LLC	Boston, U.S.A	(千米ドル) 19,954	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	再委任 契約	再委託費	110,969	未払 費用	24,945
	Manulife Investment Management (Europe) Limited	London, UK	(千ポンド) 317,514	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	事務代行	手数料報酬	293,882	その他未 収収益	57,050
						再委任 契約	再委託費	71,114	未払 費用	26,047
	Manulife Investment Management International Holdings Limited	Hong Kong, China	(千米ドル) 399,229	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	事務委託	委託費	126,734	未払 費用	128,573

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
- (2) 運用受託報酬の受取、投資助言報酬の受取、リエゾン報酬の受取、再委託費の支払等については、一般の取引条件と同様に決定しております。
- (3) 自己株式の取得については、令和7年12月12日の臨時株主総会の決議に基づいて行っております。

取引価額は純資産の金額を勘案し、当事者間において協議の上決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

マニユライフ生命保険株式会社（非上場）

The Manufacturers Life Insurance Company（非上場）

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)		当事業年度 (自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)	
1 株当たり純資産額	4,024,523.50円	1 株当たり純資産額	6,304,055.47円
1 株当たり当期純利益金額	1,160,170.85円	1 株当たり当期純利益金額	1,796,217.55円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)	当事業年度 (自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)
当期純利益金額（千円）	1,140,638	971,212
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,140,638	971,212
普通株式の期中平均株式数（株）	983	541

(重要な後発事象)

該当事項なし

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
株式会社S M B C 信託銀行	87,550百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼業等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	135,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
水戸証券株式会社	12,272百万円	

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月24日

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている好利回り円債・短期戦略ファンド（年1回決算型）の2025年10月31日から2026年4月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、好利回り円債・短期戦略ファンド（年1回決算型）の2026年4月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年10月31日から2026年4月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和8年5月29日

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和8年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注 1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。